

～ 第3種踏切において発生した、列車と公衆との衝突による死亡事故 ～

鉄道事業者名：四国旅客鉄道株式会社

事故種類：踏切障害事故

発生日時：平成30年4月11日 4時45分ごろ

発生場所：愛媛県西条市

予讃線 伊予桜井駅～伊予三芳駅間（単線）

高林踏切道（第3種踏切道：遮断機なし、警報機あり）

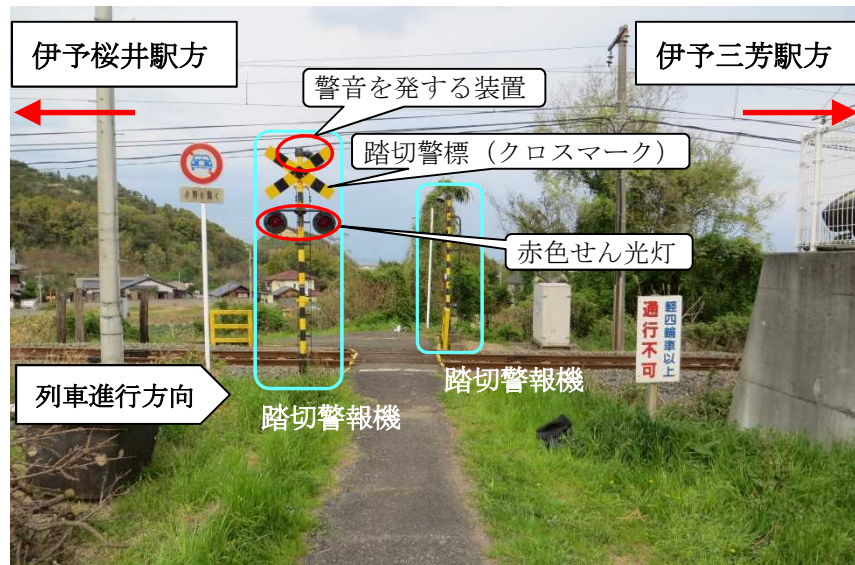
高松駅起点132k405m付近

<概要>

今治駅発岡山駅行きの上り特急電第2M列車の運転士は、伊予桜井駅～伊予三芳駅間を速度約81km/hで走行中、高林踏切道に横たわる公衆を認め、直ちに非常ブレーキを使用した。列車は公衆と衝突した。

この事故により、公衆が死亡した。

<高林踏切道の状況（列車進行方向右側から撮影）>



<原因>

- ・本事故は、踏切警報機が設けられている第3種踏切道である高林踏切道で、列車の接近により踏切警報機が動作している状況において、公衆が同踏切道に横たわっていたため、列車と衝突したことにより発生したものと考えられる。
- ・公衆が同踏切道に横たわっていた理由については、公衆が死亡していることから、明らかにすることはできなかった。

詳細は、運輸安全委員会ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/jtsb>) より、鉄道事故調査報告書をご覧ください。